

あら、かわいい まちづくり新聞

発行：荒川五・六丁目防災まちづくりの会
編集：荒川区防災都市づくり部住まい街づくり課
(協力：株式会社地域計画連合)
題字：前森英世氏



通巻第78号 令和6年3月

まちづくり協議会・防災設備体験会 を開催しました！

令和5年12月2日（土）、令和5年度の第2回のまちづくり協議会を開催しました。また、協議会活動の一環として、花の木防災スポットに設置されている防災設備を体験する「防災設備体験会」を実施しました。

今回のまちづくり新聞では、「防災設備体験会」を含む協議会活動の様子をお伝えします。

協議会当日の プログラム

- ① 防災設備体験会・・・→中面で詳細報告
- ② 協議会（花の木ハイム 地下多目的ホール）

議題①の防災設備体験会では、協議会員や地域の方々、第四中学校防災部の生徒さんと先生にご参加いただきました。

議題②の協議会では、役員の変更が行われ、新会長として荒川六丁目新地町会の西尾様が就任されました。

今後も、防災まちづくりを進めていくため活動していきます。引き続き、宜しくお願いいたします。



協議会（花の木ハイム）の様子

会員
募集中

荒川五・六丁目防災まちづくりの会では、一緒に活動するメンバーを募集しています。荒川五・六丁目地区にお住まいの方で、

- ▶ 防災まちづくりに興味・関心がある
- ▶ 一緒にまちづくり活動をやってみたい

という方は、お気軽に裏面に記載のお問合せ先までご連絡ください！
皆様のご参加お待ちしております。

防災設備体験会の様子

○実施概要

日時:令和5年12月2日(土) 10:00~12:00

場所:花の木防災スポット

参加者:荒川五・六丁目防災まちづくりの会(8名)

地区内町会会員(6名)

第四中学校防災部(5名)



かまどベンチ



マンホールトイレ



防災井戸



防災資機材収納ベンチ



ソーラー照明

○マンホールトイレの設営体験

マンホールの上に仮設のトイレ・テントを組み立てて、災害用トイレとして使用します。

震災時、水道が使えない場合でも利用できます。

- マンホールを開けて、上部に仮設のトイレ・テントを組み立てました。

- その後、防災井戸に水を溜めて、トイレに水が流れる様子を確認しました。



【参加者の声】

- 自分達でできるように定期的な訓練が必要であると感じた。

○かまどベンチの設営体験

通常時はベンチとして使用し、災害時には座板を外すことで炊き出し用かまどとして利用できます。

- 薪を組み、新聞紙で着火させて火をおこしました。今回は、大鍋でお湯を沸かしました。

- 火の様子を見ながら薪をたし、お湯の沸き加減を確認しました。約20分程度でお湯を沸かすことができました。



【参加者の声】

実際に体験して、大変なことがわかった。災害時に積極的に動けるよう、今後も学んでいきたい。

○防災食体験・防災マップの確認

防災食にも、いろいろなものがあります。お湯や水でつくるアルファ化米やお餅、缶に入ったパンやビスケット、お湯で温めるレトルト食品などがあります。

- 今回は、アルファ化米に、かまどベンチで沸かしたお湯を入れて封をし、約15分で炊き上がりました。また、防災食のレトルトカレーも温めて、試食しました。

- 試食をしながら、今後とりまとめを予定している「荒川五・六丁目地区防災まちづくりマップ」について、内容を確認していただきました。このマップは、令和6年度、地域の皆様へ配布する予定です。



【参加者の声】

- 防災食は、美味しくないと思っていたが、食べたから美味しかった。何でも、経験が大切だと思った。

次世代防災まちづくりの紹介

次世代防災まちづくりの取り組みが進んでいます

『次世代防災まちづくり』とは、地域全体での防災まちづくりが将来にわたって続くように、荒川区が町屋・尾久地区で進めている取り組みです。

これまでの活動内容は [facebook ページ](#) に掲載していますので、是非ご覧ください。また、今後の企画内容等も引き続き発信していきますので、是非フォローください！

facebook ページ



facebook ページの投稿内容(例)

アンケート結果の報告



イベントの周知・結果報告



区で進めている事業の紹介

令和7年度
まで!

不燃化特区の支援制度に

令和5年度から「建替え工事費用助成」を追加しました!!

【解体費用助成】



床面積 80 m²の場合
最大 2,080,000 円

【設計 工事管理費用助成】



床面積 110 m²の場合※1
1,933,000 円

【建設工事費用助成】



床面積 110 m²※1 準耐火建築物に
建替えた場合 1,551,000 円

※1 1～3階合計の床面積です。

※2 金額は一例です。また、助成制度をご利用いただくには、建物の築年数等の条件があります。

※3 その他、不燃化特区の取組みとして、専門家派遣(無料)、住み替え費用助成、固定資産税等の減免等があります。詳しくは窓口へお尋ねください。

助成金の交付にあたり、令和8年1月頃までに、建替え・解体等の工事を終えている必要があります。

<一般的な戸建て住宅で建替え助成を受ける場合>



建替えを考えるなら今です!!

不燃化特区【専門家派遣支援制度】のご案内

不燃化特区内において、建替えや除却に関するお悩みの解決に向け、専門家を派遣する制度です。

【利用できる方】 不燃化特区内において、助成金の対象となる方

【制度の内容】 時 間：2時間
回 数：同一年に5回まで
派遣先：荒川区内

【派遣専門家】 弁護士、税理士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、ファイナンシャルプランナー

建替えや除却に係る

- ・法律上の諸課題、借地等の契約事項
- ・税対応、資金計画
- ・建替え規模・建て方 など

それぞれの専門家が相談に伺います。お困りの方は是非ご活用ください。



※不燃化特区は地域限定の制度です。対象地域については、区へお問い合わせください。

荒川五・六丁目地区のまちづくりに関するお問合せやご意見は

荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課 担当：高梨、前田

電話：03-3802-4319